



中国地方5県における家畜防疫対策の広域連携に関する協定

鳥取県、島根県、岡山県、広島県及び山口県（以下「中国地方5県」という。）は、高病原性鳥インフルエンザや口蹄疫等の特定家畜伝染病（以下「鳥インフルエンザ等」という。）が発生した場合に連携・協力して、迅速かつ的確な防疫措置を実施するために、次のとおり協定を締結する。

以上のとおり協定を締結したことを証するため、本書5通を作成し、5者署名の上、各自1通を保有する。

平成27年11月6日

（連携・協力事項）

第1条 中国地方5県が行う連携・協力の基本的内容は、次のとおりとする。

- (1) 家畜防疫対策の連携に必要な情報の共有
- (2) 家畜防疫対策の連携に関する連絡調整体制の確保
- (3) 防疫措置の実施に必要な防疫資材の相互調達
- (4) 防疫措置の実施に必要な家畜防疫員等の派遣
- (5) その他、鳥インフルエンザ等の発生県又は制限区域に指定された地域を含む県（以下「発生県等」という。）から特に要請があった事項

鳥取県知事

平井 伸治

島根県知事

溝口 善兵衛

（実施体制）

第2条 中国地方5県は、家畜衛生主務課を中心に前条各号を実施するものとする。

2 前項の実施に当たっては連絡調整を行うものとし、その担当として幹事県を定める。

岡山県知事

伊原木 隆太

（支援の要請）

第3条 鳥インフルエンザ等が発生した場合、発生県等は第1条第3号から第5号までの事項について発生県以外の県に支援を要請することができる。

広島県知事

湯崎 兼彦

（経費の負担等）

第4条 前条の支援に要した経費は、原則として発生県等の負担とする。

山口県知事

村岡 翁政

（平常時の相互交流）

第5条 中国地方5県は、この協定に基づいて家畜防疫対策の広域連携体制の整備が行われるよう県境防疫調整会議等を開催するほか、各県が実施する防疫演習等に相互に参加するなど、各県間の相互交流を図るものとする。

（その他）

第6条 この協定の実施に関して必要な事項及び協定に定めのない事項については、中国地方5県で協議して別に定めるものとする。